一　前項第一号に掲げる場合　次に掲げる事項
イ　契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては増額した年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあつてはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行つた年月日）
ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）
ハ　指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果
ニ　当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額
二　前項第二号に掲げる場合　次に掲げる事項
イ　利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年月日
ロ　増額した期間
ハ　増額した後の極度額
ニ　利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的
ホ　あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
ヘ　増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しくは権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
ト　利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入（前項第二号ロに該当するときに限る。）
三　前項第三号に掲げる場合　次に掲げる事項
イ　利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日
ロ　利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
ハ　当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額
四　前項第四号に掲げる場合　次に掲げる事項
イ　付随カード等についてそれに係る契約年月日（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）
ロ　利用者に交付し又は付与した付随カード等についてそれに係る極度額（付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）
五　前項第五号に掲げる場合　カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日
（利用者支払可能見込額の算定に関する記録）

第六十二条の四　法第三十条の五の五第三項の規定により、認定包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了

［新設］